

建設業者の皆さんへ

平成30年度 公共工事の前金払制度の改正等について

平成30年4月より次のとおり改正します。

(1) 前金払の率及び限度額の変更について

「前金払」については次の通り変更します。

工事に関しては、前金払いの率を一律請負代金の100分の40を乗じて得た額に変更し、限度額1億円を廃止しました。

業務委託に関しては、限度額5千円を廃止しましたので、ご注意ください。

	改正後	現行
工事	請負代金の額(継続費、繰越明許費又は債務負担行為に係る契約にあっては、当該支出すべき年度における額)に、100分の40を乗じて得た額(10万円未満切捨て)。	アからウまでに定める率を順次適用して計算した額の合計額。ただし、その額が1億円を超える場合にあっては、1億円とする。)の範囲内で前金払の方法によることができる。 ア 1億円以下の額 100分の40 イ 1億円を超え3億円以下の額 100分の20 ウ 3億円を超える額 100分の10
業務委託	委託契約に100分の30を乗じて得た額(10万円未満切捨て)。	一契約一会計年度につき、10分の3を超えない額(その額が5千万円を超える場合にあっては、5千万円とする。)の範囲内で前金払の方法によることができる。

(2) 請負契約書が改正になりますので、契約書作成の際は必ず条項末尾の(最終改正 平成30年4月1日)の文字を確認してください。変更内容は、前金払の変更に伴うものです。

(3) 入札参加者資格要件の追加について

建設業における社会保険加入対策の一環で、入札参加者資格の要件に社会保険等の加入を追加しました。

(4) 工事内訳書について

建設業における社会保険加入対策の一環で、工事内訳書において法定福利費を内訳明示するよう変更になりましたのでご確認ください。

適用時期について

改正事項については、平成30年4月1日から適用します。